



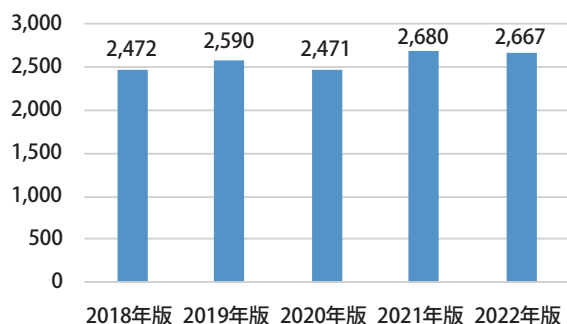
中部地区企業の対中進出状況 ～「日本・中部地区中国進出企業一覧」を発行～

弊センターでは、会員企業の皆様の協力の下、「日本・中部地区中国進出企業一覧」を作成しており、この度編集作業が終了し冊子を配布させていただき、同時に会員専用ホームページで公開した。

掲載内容に関しては、アンケートの結果、企業側の希望により掲載しない拠点もある。また既に撤退した企業情報が掲載されているなど不完全な内容も含まれる事がある。以下その概要を紹介する。

1) 掲載件数の推移

掲載企業数は、前年の2,680社からほぼ横ばいの2,667社となった。



※掲載件数の対象は法人のみ。

分公司、現地法人事務所は含まず。

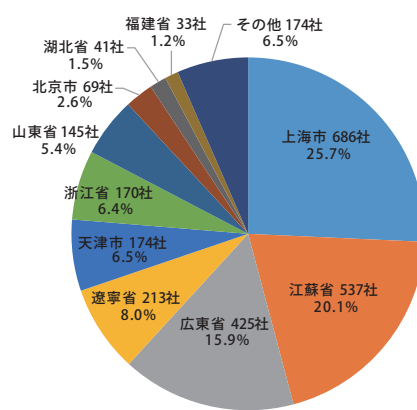
掲載件数と新規の進出または撤退の件数は一致しない。

(過去未掲載分の新規掲載が存在するため。)

2) 中国省別の分布

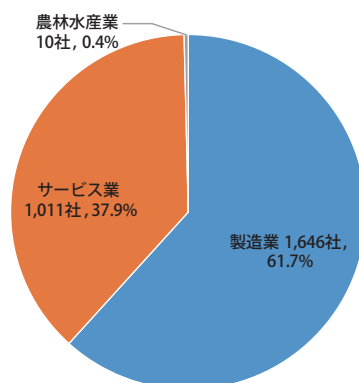
進出先を見ると、昨年同様、上海市、江蘇省、

広東省で約6割を占めている。また進出先もほとんどが沿海部に集中している。



3) 業種構成

業種別の進出状況については、大きく「製造業」と「サービス業」「農林水産業」に分けており、製造業が全体の61.7%を占める1,646社、サービス業は



目次

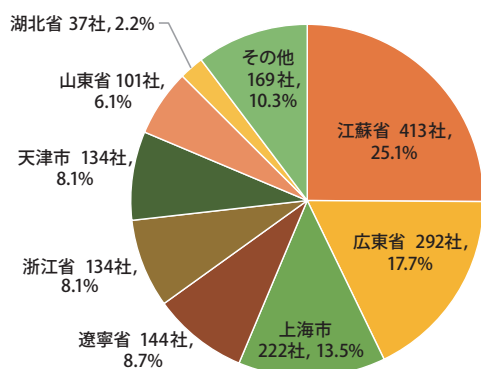
中部地区企業の対中進出状況 ～「日本・中部地区中国進出企業一覧」を発行～	1
中国実務セミナー 撤退・再編事例から学ぶ中国現地法人の再点検	3
弊センター年末年始休日のご案内	3
後援セミナー 中国から見た世界、その中の日本 ～混沌とする世界情勢の中で中国との付き合い方を今一度考える～	4
外商投資奨励産業目録22年版が発表	4
第3四半期の中国経済	5
第5回 中国国際輸入博覧会が開催	7
交流記録	7

12月以降の行事案内	7
寄稿 中国における企業買収関連実務	8
滄州デスクNEWS	12
蕭山デスクNEWS	12
常州デスクNEWS	13
揚州デスクNEWS	13
常熟デスクNEWS	14
佛山デスクNEWS	14
江門デスクNEWS	15
中国経済データ	16
中国短信	20

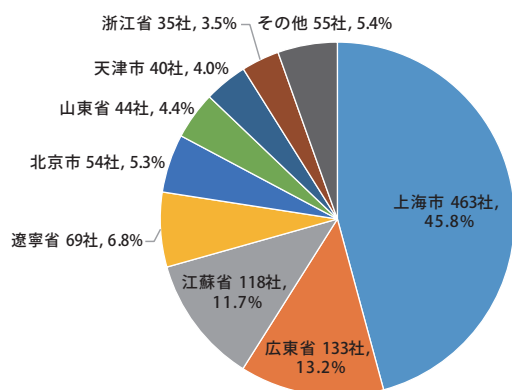
37.9%の1,011社、農林水産業は0.4%の10社という結果となった。これらのデータについても昨年とほぼ同じ状況となった。

4) 製造業・サービス業／中国省別分布

製造業の進出先は、江蘇省が最も多く、全体の25.1%を占める413社で、次いで全体の17.7%を占める広東省の292社となった。

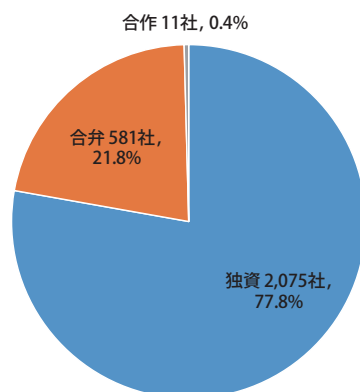


サービス業では、上海市がダントツの第1位で、ほぼ半数を占める45.8%の463社となった。



5) 資本形態の構成

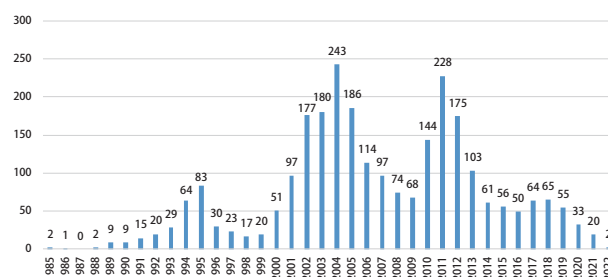
資本形態は、外資100%出資で設立した「独資」(※複数社の外資が出資していても独資)と、中国資本と設立した「合併」「合作」に区分したが、独資が全体の77.8%を占めた。



6) 設立年

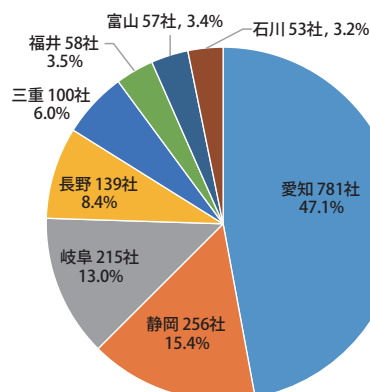
今回掲載した2,667社の現地法人を設立した年別に並べたもので、1985年から2022年までを並べたものが下のグラフとなる。

期間中、中国の優遇政策の導入、WTO加盟、外資導入政策の緩和といった中国進出のプラスの要因や、日中関係の悪化、世界金融危機等のマイナスの影響を受けながらも当地区から進出する企業は増加してきた。途中2度のピークを迎えているが、直近では減少傾向にある。



7) 日本本社中部8県の構成

中部8県に本社のある企業で、中国に進出している企業は1,659社で、愛知県が47.1%と全体の約半数を占めた。



8) まとめ

今回の結果は、全ての項目で前年のデータとほぼ変わらない結果となったが、これは明らかに新型コロナウイルスの影響によるもので、両国間の人的交流が非常に難しい状況において、多くの新規進出のプロジェクトが頓挫していると思われる。

また、今年3月の長期間にわたる上海市のロックダウンなど、突然のロックダウンや、定期的にPCR検査が行われる等リスクを抱えている今、新規の投資はなかなか難しい状況となっている。

新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着き、中国の「ゼロコロナ」政策が終わりを迎えるまで、この状況は一定期間続く予測される。

撤退・再編事例から学ぶ中国現地法人の再点検

10月28日、日上正之・株式会社アウトバウンド・マネジメント代表取締役・税理士(写真)を講師に招き、標記セミナーをオンラインで開催した。

セミナーは総論と各論で構成され、総論では中国での企業再編における基礎的な知識を解説、各論では「事業譲渡」「土地使用权」「工会・労務」「社会保険」「税務問題」「環境問題」の6つのテーマについて、講師が30余年にわたる撤退・再編実務で経験した事例を紹介した。

総論ではまず、再編・撤退におけるスキームを図で解説した。最近の傾向として、最初から解散・清算を選択するケースはかなり少なくなっており、持分の一部を譲渡するなど事業再編から手を付ける企業が多くなっていることを紹介。また22年3月より「市场主体登記管理条例」が施行されたことにより、「休眠」手続きが可能になったことに触れ、労務問題が解決しているなど条件付きで最長3年間「休眠」が可能であるが、休眠中には税務申告、納税が必要であることを説明した。次に各撤退・再編スキームのメリット・デメリットについて解説し、持分譲渡の場合、法令上は整理解雇を実施する必要はないが、株主がローカル企業に変わる場合、一般的にローカル従業員は従来の過去勤務期間に対しての経済補償金の支払いが反故にされるケースが多いことを認知しているため、外資企業としての整理解雇を要求される場合もあることを述べた。

各論では、最初に「事業譲渡」について取り上げ、



中国には日本の「事業譲渡」と同じ法的概念は存在せず、個別の資産譲渡＋従業員の移籍で「疑似事業譲渡」を実務上行うことになる」と解説。また「持分譲渡」によって外資企業が内資に変更される企業の場合には、地域差はあれ清算と同じ手続きが要求され、税務登記抹消(税源登記)・税関抹消等により外資系企業が正しく納税処理等の運営を行っていたかの調査が数か月要することもある」と説明した。

「土地使用权」のパートでは、撤退時に土地使用权を売却・返還する際、企業が国有土地使用权として正規に払下げされた土地使用权と認識していたものが、実際は農業用地としての集団土地使用权であったケースが非常に多く散見される状況を述べた。

「工会・労務」のパートでは、中国の工会制度の概要とリストラのやり方や重要性を解説した。

「税務問題」のパートでは、講師が実際に見てきた事例として税額計算の瑕疵、移転価格調査の厳しさを挙げた。

「環境問題」のパートでは、事業再編により一部の事業を新たに投入する場合でも、環境影響評価報告書の根本的なやり直しになると説明した。

最後に講師からは総括として事業再編や撤退では綿密な計画を策定し、中長期に亘る事前シミュレーションが必須で、①決裁権限のある本社メンバー②現場事情を知る責任者③外部の法律・税務専門家で構成した、「三位一体の実行プロジェクトチーム」を作ることが重要とアドバイスがあった。

本セミナーは31名が視聴した。

弊センター年末年始休日のご案内

年内の業務は12月28日(水)にて終了させていただきます。2023年は1月5日(木)から業務を開始いたします。また、会報誌「東海日中貿易センター」新年号は1月5日(木)発行予定で、メールマガジン「東海日中貿易センターNEWS」は1月18日(水)より配信予定です。

中国から見た世界、その中の日本

～混沌とする世界情勢の中で中国との付き合い方を今一度考える～

10月20日(木)
午後、愛知大学
国際ビジネスセ
ンターの主催に
より、28回目と
なる標記ビジネ
スセミナーが、
愛知大学名古屋キャンパスにて開催され、当セン
ターなどが後援した。



講師は、国際コラムニストとして著名な加藤嘉一氏で、加藤氏は、講演の中で、鄧小平旧時代から習近平新時代という歴史的転換、中国はロシア・ウク

ライナ戦争にどう対処しようとしてきたか、ロシア・ウクライナ戦争下の米中関係、ロシア・ウクライナ戦争は台湾有事を加速させるかなど関心の高い話題に触れて自論を交えて紹介した。

台湾はウクライナと比べると立ち位置が大きく異なり、世界の大国と国交を持っていない。現在、台湾と国交を持つ国は14カ国に過ぎない。このような状況の中で、台湾有事の際に、日本を含めて何を合理的な理由として、介入することができるのか。ウクライナに対しても軍事介入していない米国が台湾に対しては介入の可能性があるのかなど紹介した。

当センターからは大野専務理事が参加した。

外商投資奨励産業目録22年版が発表

国家発展改革委員会と商務部は10月28日、「外商投資奨励産業目録(2022年版)」を発表した。目録は、2020年版の1,235項目から239項目増の1,474項目となり、うち167項目が改定された。

目録は、全国を対象とする「全国外商投資奨励産業目録」(以下「全国目録」)、中西部・東北エリアを対象とする「中西部地域外商投資優勢産業目録」(以下「中西部目録」)からなり、それぞれ当該地域にて外商投資を奨励する産業、分野が定められている。

全国目録は39項目増の519項目となり、うち85項目が改定された。中西部目録は200項目増の955項目となり、うち82項目が改定された。

目録は2023年1月1日から施行される。

<改訂のポイント>

1. 製造業への外資投資を継続奨励

国内製造業及びサプライチェーンの高度化を目指して、より多くの外資企業が電子部品及び製造装置などの製造業や、設計、技術サポートなどのサービス分野に投資することが奨励されている。尚、追加項目として、省エネ・エコ分野向けの高性能軽金属

及び銅合金材料の高度加工、新エネルギー車の熱管理・制御システム、水素燃料のグリーン製造、バイオマス関連技術などが挙げられた。

2. 製造業関連サービスを追加

「全国目録」では、サービス産業と製造業の融合発展をめざした設計、技術サービスが追加された。具体的には、低炭素、エコ、グリーン、省エネ、節水に関する先端システムインテグレーション技術・サービス、環境配慮型技術の開発・活用などが追加された。

3. 中西部・東北エリアへ外資投資誘致

「中西部目録」には、各地の労働力及び資源の活用する事業が追加された。例えば、山西省、遼寧省、安徽省、寧夏回族自治区では、スマホ、タブレット端末、リサイクル繊維品、ディスプレイ部材などに関する事業、内モンゴル自治区、江西省、貴州省、黒竜江省では、石炭のクリーン利用、庭園花卉、農産品、土地保全技術などに関する事業、チベット自治区、新疆ウイグル自治区、雲南省、青海省では、チェーンストア、砂漠地帯の開発、越境物流、自然保護、観光開発などに関する事業が追加された。

第3四半期の中国経済

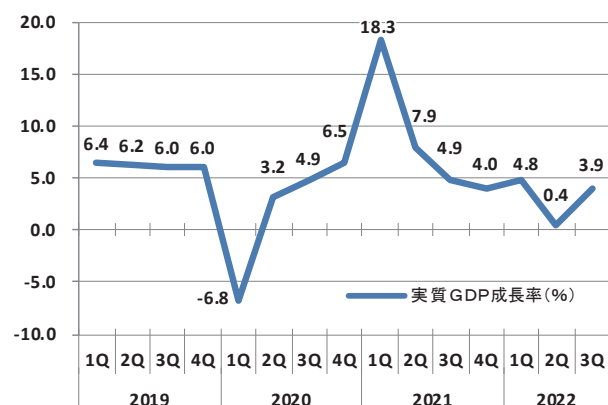
中国国家统计局は10月24日、2022年第3四半期の経済指標を発表した。以下、主要指標を抜粋し掲載する。(一部税関総署等のデータを含む)

◇GDP

1～9月のGDPは、前年同期比(以下同)3.0%増の87兆269億元となった。産業別にみると、第一次産業が4.2%増の5兆4,779億元、第二次産業が3.9%増の35兆189億元、第三次産業が2.3%増の46兆5,300億元となった。

一方、第3四半期(7～9月)の成長率は3.9%増(30兆7,627億元)と、上海市などにおける新型コロナウイルス感染拡大と長期に及んだロックダウンの影響を大きく受けた前期(4～6月)の0.4%から回復した。

＜四半期別GDP伸率の推移＞



＜1～9月GDP＞

	金額(億元)	前年比
国内総生産(GDP)	870,269	3.0%
うち第一次産業	54,779	4.2%
第二次産業	350,189	3.9%
第三次産業	465,300	2.3%

＜第3四半期(7～9月) GDP＞

	金額(億元)	前年比
国内総生産(GDP)	307,627	3.9%
うち第一次産業	25,642	3.4%
第二次産業	121,553	5.2%
第三次産業	160,432	3.2%

◇農業

農業の付加価値額(付加価値ベースの生産高)は前年同期比3.8%増となった。

夏の穀物の総生産量は、0.9%増の1億7,553万トン

と前年同期から155万トン増加した。秋季の穀物作付面積も拡大した。

食肉全体(豚肉・牛肉・羊肉・鶏肉)の生産量は4.4%増の6,711万トンで、食肉のうち、豚肉は5.9%増、牛肉は3.6%増、羊肉は1.5%増、鶏肉は1.7%増となった。牛乳は前年同期比7.7%増、卵は2.7%増となった。豚飼育頭数は1.4%減の4億4,394万頭にのぼり、うち、繁殖が可能なメス豚の飼育頭数は4,362万頭だった。

◇工業

1～9月の一定規模以上の工業企業付加価値額は3.9%増で、上半期から0.5ポイント加速した。

三大分類別の付加価値額では、採鉱業が8.5%増、製造業が3.2%増、電力・熱・ガス・水の生産・供給業が5.6%増となった。

企業形態別では、国有企業が3.6%増、株式制企業4.9%増、外資系企業(香港・マカオ・台湾企業を含む)0.1%減、民間企業3.4%増だった。

製品別では、新エネルギー車が112.5%増、太陽光電池が33.7%増となった。

第3四半期(7～9月)の工業企業付加価値額は4.8%増だった。

＜主要工業製品生産量＞

項目	単位	生産量	前年同期比(%)
原炭	万ト	331,565	11.2
コークス	万ト	35,800	-0.5
発電量	億kW/h	62,867	2.2
粗鋼	万ト	78,083	-3.4
鋼材	万ト	100,585	-2.2
10種非鉄金属	万ト	4,983	2.8
セメント	億ト	156,277	-12.5
硫酸	万ト	7,049	-0.9
カ性ソーダ	万ト	2,972	2.8
エチレン	万ト	2,121	-2.6
化学繊維	万ト	5,051	-0.3
自動車	万台	2,011.8	8.1
うちセダン	万台	765.1	12.6

◇サービス業

1～9月のサービス業の付加価値額は2.3%増で、その内、情報通信・ソフトウェア・情報技術サービス業は8.8%増、金融業は5.5%増だった。

第3四半期(7～9)のサービス業の付加価値額は3.2%増だった。

◇消費

1～9月の社会消費財小売総額は0.7%増の32兆305億円となった。うち、都市部の小売額は0.7%増の27兆7,753億円、農村部は0.9%増の4兆2,552億円となった。

消費分類別にみると、商品小売額は1.3%増の28兆9,055億円、飲食業関連の収入は4.6%減の3兆1,249億円。

一定規模以上の企業の売上の内、食糧・食用油類が9.1%増、日用品が2.0%増、金・銀・宝石類が2.2%減、文化・オフィス用品類は6.8%増等となった。

全国のオンライン小売売上高は4.0%増の9兆5,884億円で、うち実物商品は6.1%増の8兆2,374億円と社会消費財小売総額の25.7%を占めた。

第3四半期(7～9月)の社会消費財小売総額は3.5%増だった。

<社会消費財小売総額>

項 目	金額 (億円)	前年 同期比(%)
社会消費財小売総額	320,305	0.7
うち都市	277,753	0.7
農村	42,552	0.9
商品小売業	289,055	1.3
うち 食品、食用油類	13,525	9.1
飲料類	2,257	6.9
酒・たばこ類	3,688	4.7
服装、帽子・靴類	9,273	-4.0
化粧品類	2,774	-2.7
金・銀・宝飾品類	2,261	2.2
日用品	5,443	2.0
家電及び音響機材類	6,524	0.7
薬品類	4,702	9.4
文化・オフィス用品類	3,156	6.8
家具類	1,145	-8.4
通信機器類	4,399	0.2
石油及び製品	17,099	14.0
自動車類	33,174	0.4
建築及び装飾材類	1,338	-4.9

◇所得・支出

1～9月の全国住民の1人当たり可処分所得は2万7,650円で、名目で5.3%（実質3.2%）増となった。都市部住民の1人当たり可処分所得は3万7,482円、名目で4.3%（実質2.3%）増となった。農民部住民の1人当たり可処分所得は1万4,600円、名目で6.4%（実質4.3%）増加した。

収入源別にみると、住民1人あたりの賃金収入は

前年同期比で5.1%増、経営純収入5.2%増、財産純収入5.8%増、移転純収入5.6%増となった。全国住民の1人あたり可処分所得の中央値は2万3,277円と、5.1%増となった。

<住民収入>

項 目	1-9月 実績(円)	前年同期 比(%)
全国住民1人当たり可処分所得	27,650	5.3
※中央値	23,277	5.1
都市部住民1人当たり可処分所得	37,482	4.3
※中央値	33,796	4.3
農村部住民1人当たり純収入	14,600	6.4
※中央値	12,668	5.9

一方、全国住民の一人当たりの消費支出は1万7,878円で、1.5%増となった。都市部住民1人当たりの平均支出は2万2,385円で、0.2%減となった。農民部住民1人当たりの平均支出は1万1,896円で、4.3%増加した。

<住民一人当たりの支出額及び構成>

項 目	金額(円)	比率(%)
食品・酒・たばこ	5,430	30.4
居住	4,243	23.7
交通・通信	2,340	13.1
医療・保健	1,596	8.9
教育・文化・娯楽	1,790	10.0
衣類	991	5.5
生活用品・サービス	1,043	5.8
その他用品・サービス	445	2.5

◇貿易

1～9月の貿易総額は前年同期比8.7%増の4兆7,520億ドルとなった。うち、輸出は12.5%増の2兆6,985億ドル、輸入は4.1%増の2兆534億ドルと、輸出から輸入を差し引いた貿易収支は6,451億ドルの黒字となった。

<1～9月 主要国・地域との輸出、輸入額>

国・地域	輸出	前年 同期比(%)	輸入	前年 同期比(%)
ASEAN	4,163	20.6	3,015	5.7
EU	4,287	16.9	2,172	-6.4
アメリカ	4,479	8.9	1,325	0.5
日本	1,295	6.5	1,412	-7.6
韓国	1,226	15.3	1,544	-0.3
香港	2,191	-11.3	55	-27.5
台湾	630	10.6	1,829	0.8
オーストラリア	582	25.0	1,093	-14.1
ロシア	522	10.3	838	51.6
インド	897	31.0	139	-36.4

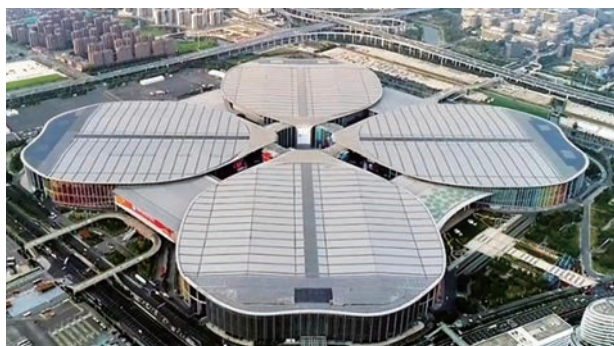
単位：億ドル

出所：中国税関総署

主な国・地域別の輸出入の状況は、上記表の通りであるが、これ以外に「一带一路」沿線国家との貿易は20.7%増の10.04兆円で、うち輸出21.2%増の5.7兆円、輸入が20%増の4.34兆円と順調に増加している。

第5回 中国国際輸入博覧会が開催

今年で5回目を迎える「中国国際輸入博覧会」が11月5日(土)から10日(木)まで、上海市で開催された。



＜輸入博会場の上海国家会展中心＞

この博覧会は2017年5月に、習近平国家主席が「一帯一路」国際協力サミットフォーラムにて開催を提唱し、国家イベントとして国内外から注目されている。完全な輸入商品の展示会であり、中国国内で生産されたものなどは出品の対象外となっている。

今回の輸入博には、145の国・地域と国際組織が参加し、出展企業は2,800社以上となった。また開催期間中には、438の新製品、新技術、新サービスが紹介されたほか、フォーチュングローバル500にランクインする企業284社や業界トップ企業が出展。またこれらの企業のうち、輸入博に再出展した割合は90%に達したとの事。

日本からの出展については、初回から日本貿易振興機構(JETRO)が窓口となって「ジャパン・パビリオン」を設営しているが、今年は日中国交正常化50周年認定事業として実施し、3つの分野(食品・農水産品、消費財、医療機器・医薬保健)でジャパン・パビリオンを設置し、計77社・団体が出展した。

主催機関の中国国際輸入博覧局の発表によると、輸入博の成約総額は前年比3.9%増の735億2,000万ドル、累計入場者数は46万1,000人となった。

交流記録

＜上海市華鑫律師事務所＞

11月15日(火)、当センターの中国法律顧問の高華鑫・上海華鑫律師事務所所長・弁護士が当センターを訪れ、大野専務理事及び石原業務グループアドバイザーが対応した。



同氏は、コロナ禍以前は、定期的に拠点のある大阪を中心に来日されていたが、新型コロナウイルス感染拡大で来日することが困

難となり、今回は3年ぶりの来日となった。今回の来日では、日本のクライアントを訪問し、これまで行う事ができなかった詳細な打合せ、相談業務を行った。

また同氏は3月に上海市で長期間行われたロックダウンを経験しており、生活面でも非常に大変で苦労したが、業務面でも大きく影響を受けたと紹介した。

大野専務からは、今後両国間で自由に行き来できるようになった暁には、是非とも上海の事務所を訪ねさせていただきたいと語った。

12月以降の行事案内

後援行事

「江蘇杯中国語スピーチコンテスト」

日時：12月17日(土)

会場：オンライン開催

主催：愛知大学、南京大学、

江蘇国際文化交流センター

後援行事

「第17回名古屋中国春節祭」

日時：2023年1月6日(金)～9日(月・祝)

会場：名古屋市中区 久屋広場

主催：名古屋中国春節祭実行委員会、中華人民共和国駐名古屋総領事館

中国における企業買収関連実務

上海華鐘コンサルタントサービス有限公司

上海華鐘投資コンサルティング有限公司

総経理 能瀬 徹

巨大な中国市場を攻略することは、日本企業の発展戦略の一環として不可欠であるが、日本企業独力で中国市場を開拓するのは容易ではなく、何らかの形で中国企業(或いは中国人)の力を借りる必要がある。例えば、中国企業(又は中国人個人)との業務提携により成功報酬ベースで販路を開拓してもらう、或いは、優良代理店を見つけ自社の製品を売ってもらう等である。ただ、いずれもある意味他力本願であり、より早い市場参入スピードとより大きな効果を求めるならば、M&Aにより有力中国企業の持つ経営資源を丸ごと手に入れるしか無いと言える。

1. M&Aとは

日本企業が中国市場に参入する為の一般的なM&A手法としては企業買収と資本参加が考えられる。それぞれの法律定義は存在しないが、本稿において企業買収とは、対象企業の経営権(経営上の意思決定権)を掌握できるだけの出資持分を取得する行為を指すものとする。具体的には、以下の中国『会社法』第42条の規定の通り、中国の会社では多数決方式で意思決定がなされる為、買収対象会社における51%以上の出資持分を取得すること、更には、『会社法』第43条の規定に従い、これらの重要議事を自社単独で可決できるだけの出資持分を取得する行為を企業買収と称することとする。

第42条：株主会会議においては、株主が出資比率に基づいて議決権を行使する。但し、会社定款に別途規定する場合はこの限りでない。

第43条：株主会会議の議事方式と議決手続は、本法に定めがある場合を除いては、会社定款の定めによる。株主会会議が会社定款の修正、会社の登録資本金の増加又は減少、並びに会社の

合併、分割、解散又は会社形態の変更について決議する場合は、3分の2以上の議決権を有する株主によって採択されなければならない。

一方、資本参加とは、これらに満たないマイナー比率の出資持分を取得する行為を指し、経営権を取得することまでは意図しない。また、一般的なM&Aの手法としては、他に合併があるが、合併の場合、既に中国内に存在する日系企業の市場シェアアップ手段としては有効であるが、後発の日本企業が中国市場への早期参入を果たす為の手段にはならない。ゆえに、以下2.以降では企業買収をM&Aの前提として解説する。

尚、企業買収の具体的手法としては、出資持分譲渡と第三者割当増資がある。前者は、対象会社の現出資者よりその出資持分を買い取ることを指し、出資持分買取り代金は、買収側より被買収側(対象会社の現出資者)宛に支払われる。後者は、対象会社の増資を引き受け、増資金を払い込む形で対象会社に出資することを指し、その結果、対象会社における既存出資者の出資比率が相対的に下がることになる。

2. メリット・デメリット

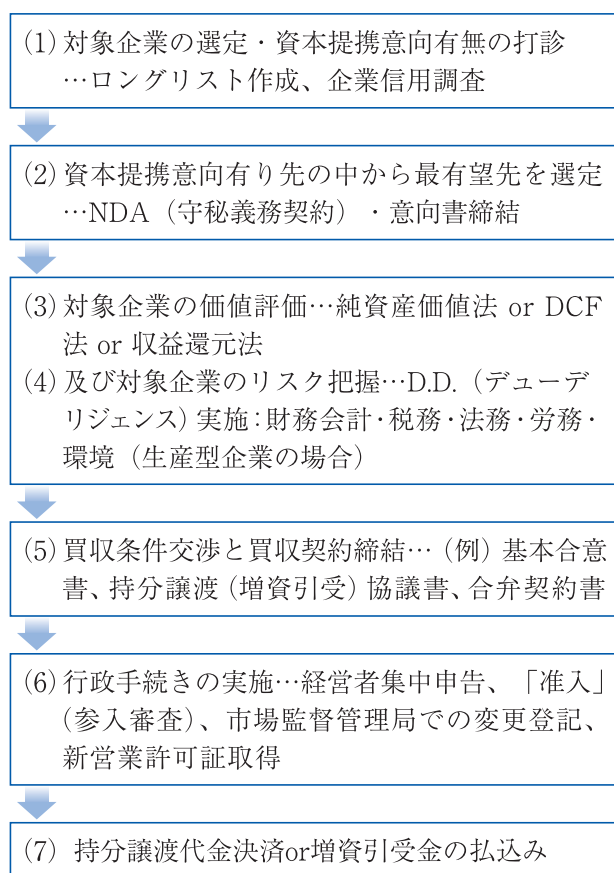
企業買収により中国市場に参入することのメリットは、買収者が対象企業のメジャー出資者となることで、対象企業の経営資源を丸ごと手に入れられることである。ここでいう経営資源とは、例えば、取得に時間がかかるライセンスや技術力(技術者)、知的財産権等のことを指すが、中国市場参入の為の買収の場合、対象企業の販売ルートなり顧客層がターゲットとなる。

一方、デメリットとしては、買収者が対象企業のメジャー出資者となることで、以下5.に例示するよ

うな対象企業に由来する法令違反等の瑕疵事項も同時に丸ごと引き受けることになる点である。これらの瑕疵事項が顕在化し、ある法令違反を当局から追及された場合、行政処罰を受け、追徴税や罰金・延滞金が課される等して、結果、対象会社の純資産価値(買収した出資持分の価値)が毀損するというリスクを企業買収により抱えることになる訳である。

3. 企業買収の実施手順

企業買収の一般的な実施手順及びそれぞれの具体的内容は以下の通りである。



上記のうち、(3)～(6)のより具体的な内容については4.以下で解説するが、(1)～(2)について、買収対象企業の候補先が無い場合には、外部機関（コンサル会社や金融機関等）に調査を委託して、「ロングリスト」と呼ばれる買収候補先のリストを作成してもらい、その中から対象先を絞り込んで行くという作業を行うことになるが、市場参入目的での企業買収であれば、通常、ある業界における有力企業は業界関係者であれば誰でも知っているはずなので、その会社に被買収の意向有無を直接打診するところから始めることが多い。

また、(7)については、(5)の関連契約書中で合意

した条件に従って持分譲渡代金の支払いや増資金の払い込みを行うことになるが、持分譲渡代金を日本企業から相手方の譲渡者（買収対象企業の旧出資者）に支払う場合、一部の持分譲渡代金を日本企業が中国側に先に支払った後でも、(6)の新営業許可証取得が対象企業側で確実に行われるよう、いわゆる「エスクロー口座」に似た「共同管理口座」を銀行で開設して、この口座宛に全ての持分譲渡代金を払い込み、新営業許可証の取得を含む全ての買収完了条件が充足されるまでの間、中国側単独では持分譲渡代金の引き出しができないよう、口座に制限をかけるということも実務的に可能である。

4. 会社価値評価

買収候補先が決まったら、買収金額交渉のベースとして、第三者の資産評価会社に委託して買収対象企業の会社価値評価を行う。これは、対象企業設立当時の出資金を100とすると、その後の会社経営による利益の蓄積や資産の含み益増加によって、当時の100が現在いくら相当になっているかを評価するものである。仮に評価額が300になったとすると、出資持分譲渡の場合、300を譲渡者に支払って、対象企業における100の出資持分を獲得することになる。第三者割当増資の場合、対象会社に300の増資金を現金で払い込んで、100の出資持分を獲得することになり、200は資本プレミアムとして、対象会社の「資本公積」という資本勘定科目に計上される。尚、国有資産に関わる買収でない限り、出資持分譲渡価格や増資引受け金額は当事者の相対企業により決定することができ、第三者評価の実施は法定必須事項ではない。

また、中国での企業買収時の企業価値評価方法として一般的に用いられるのは「時価純資産法」と「DCF法」である。「時価純資産法」では、対象企業の保有する全ての資産を時価換算して企業価値を算出する。この場合、通常含み益が認められるのは不動産（生産型企業の場合、土地と工場建屋）であり、不動産を保有していない場合には、第三者評価額もBS上の純資産額と余り変わらない結果となることが多い。

「DCF法」とは、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法の略であり、会社が将来生み出す価値をフリーキャッシュフローで推計し、加重平

均資本コスト(WACC= Weighted Average Cost of Capital)で割り引いて現在価値に換算して会社を評価する方法である。

5. デューデリジェンス(D.D.)

「Due Diligence」を略して「D.D.」と呼ぶことが多いが、これは、前述2.のデメリットで述べた企業買収時のリスクとなり得る瑕疵事項を把握する為に行う「買収監査」のことである。D.D.を実施する対象分野は、一般的に財務・会計、税務、法務・労務、環境(生産型企業の場合)であり、各分野での一般的な調査・確認項目は以下の通りである。

- (1)財務・会計分野：資金繰りの実態、含み損等の簿外債務の有無(過去1～3年間の財務諸表と会計帳簿を確認・分析)
- (2)税務面：税金の過少申告等の実態有無や移転価格税制違反等の税務リスク有無(過去3年間の納税証憑等を確認・分析)
- (3)法務・労務面：商業賄賂等の不正行為の有無、独禁法違反の有無、裁判等の係争中の案件有無、資産価値毀損要素や契約解除時の賠償責任等(土地建物の産権証、土地使用権契約、リース契約、売買契約書等の重要な対外契約を確認)、五险一金(社会保険と住宅積立金)の過少納付有無、残業代未払い状況の有無
- (4)環境面：環境評価報告書、安全評価報告書、職業衛生評価報告書、批准文書、試運転後の環境保護等評価報告書と検収証書、各種環境保護等登記関係書類の完備状況と生産実態との整合性確認、環境保護・安全・職業衛生等管轄当局の命令事項遵守状況、当局報告状況とその適法性確認

問題はD.D.を通じて見つかった瑕疵事項を如何に処理するかであり、リスクが顕在化する可能性の程度、顕在化した場合に想定される損失額、是正の難易度等を踏まえて、処理方法を相手方(出資持分譲渡の場合、譲渡者)と交渉することになる。

瑕疵事項の実際の処理方法として、買収方(出資持分譲渡の場合、譲受側)としては、先ず相手方には是正を要求するか否かを決める必要がある。是正を要求する場合、同時に是正期限を決める必要があり、環境面での法令違反等、重大な問題については、その是正を買収契約書の締結条件とすることも

多い。一方、収入確認基準の修正や売掛金の回収、不良在庫の一掃等、是正は必要であるが時間を要するものについては、買収実施後も相手方の経営幹部を対象会社内に残留させ、一定の時間をかけて買収方から派遣される新経営幹部と共に是正を実施して行く場合もある。

瑕疵事項の是正が困難で、顕在化の可能性が低いリスクについては、是正までは要求しない代わりに、そのリスク評価額に相当する金額を買収対価から減額することがひとつの処理方法である。または、買収契約書中の瑕疵担保責任条項として、万一リスクが顕在化して買収後の対象会社が損失を被った場合には、これを相手方が金銭で買収方に賠償(補填)する旨を約定することも多い。

しかし、これらの瑕疵事項の処理方法について、相手方と合意できない場合には、買収交渉自体がこの時点で破談(Deal brake)になる。

6. 契約内容

先述した会社価値評価とデューデリジェンスの結果等を踏まえて、次のステップとして、譲渡者と譲受者との間で買収条件等を協議・決定し、これを買収契約書中に文字で落とし込んで行く。当事者間で締結する必要がある買収契約の形式等に決まりは無く、以下7.の行政手続きを行う為には持分譲渡(増資引受)協議書さえあれば良いが、持分譲渡(増資引受)協議書の中には書き切れない事項も多いので、上位契約として基本合意書を締結し、その付属書として持分譲渡(増資引受)協議書と合弁契約書を基本合意書にぶら下げるのもひとつの方法である。以下は基本合意書の記載項目の例である。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①資本参加の主旨②資本参加スキーム③出資持分譲渡契約書(増資引受協議書)の締結条件④出資持分譲渡(増資引受け)の検収基準と完了要件⑤各出資者による表明と保証⑥各出資者による承諾事項(瑕疵事項の是正と解消)⑦瑕疵担保責任⑧競業禁止⑨従業員との労働契約の扱い |
|---|

- ⑩新会社の経営体制
- ⑪守秘義務
- ⑫不可抗力
- ⑬合意書(協議書)の変更と終止
- ⑭根拠法
- ⑮言語
- ⑯付属書(出資持分譲渡契約書、増資引受協議書)：持分譲渡代金額(増資金額)及びその支払い方法を含む

7. 行政手続き：参入審査と経営者集中

前述の契約が締結に至った後、対象企業所在地の市場监督管理局にて変更登記を行って新しい営業許可証を取得する。この変更登記について、出資持分譲渡の場合には、持分譲渡契約書と変更定款等を提出して、出資者の変更登記を行う。第三者割当増資の場合、増資引受協議書と変更定款等を提出して、出資者構成と登録資本金額の変更登記を行う。

この他、中国の『独占禁止法』に基づき、『経営者集中申告規定』第3条に定める以下の基準に該当する場合には、国家市場監督管理総局宛の経営者集中申告の事前手続きが必要となり、その認可を得ない間は買収契約を実施することができない。

- ①「経営者集中」に参画する全ての経営者の前会計年度の全世界における営業額の合計が100億元を超え、且つそのうち少なくとも2つの経営者の前会計年度の中国国内における営業額がいずれも4億元を超える場合
- ②「経営者集中」に参画する全ての経営者の前会計年度の中国国内における営業額合計が20億元を超え、且つそのうち少なくとも2つの経営者の前会計年度の中国国内における営業額がいずれも4億元を超える場合

尚、「経営者集中」とは、中国の『独占禁止法』第20条に定める以下の状況を指す。

- ①経営者が合併する。
- ②経営者が持分又は資産を取得する方法により他の経営者の支配権を取得する。
- ③経営者が契約等の方法により他の経営者に対する支配権を取得し、又は他の経営者に決定的な影響を与えることができるようになる。

また、生産型企业における出資持分の買収や生産型企业の保有する土地建物の資産としての買収取引

に対して、多くの開発区では、「准入(日本語では参入審査)」という手続きを独自に課しており、開発区管理委員会によって、買収者による後続事業の環境影響、税収貢献、地元の産業政策との整合性が審査される。

8. 税金関係

企業買収時の納税関係については、出資持分譲渡の譲渡者に関わる問題であり、買収側の日本企業に納税関係は発生しない。

出資持分譲渡の譲渡者が中国企業の場合、持分譲渡益(=譲渡した出資持分の“公正妥当価値”-出資持分取得原価)を営業外収入に計上し、会社全体として利益が出た場合には25%の企業所得税が課税され、非居住者企業が譲渡者の場合の源泉税課税(持分譲渡益に対し10%)とは課税体系が異なる。出資持分の“公正妥当価値”とは、第三者の会社価値評価結果に基づく、出資持分の評価額のことを指す。

<執筆者プロフィール>

上海華鐘コンサルタントサービス有限公司
上海華鐘投資コンサルティング有限公司

総経理 能瀬 徹

1969年岡山市生まれ。1992年大阪外国語大学中国語科卒業後、三井住友銀行(当時の住友銀行)入行。日中投資促進機構への2年半の出向、中国室(大阪)での4年間の勤務後、2001年5月天津支店赴任。渉外課長を経て、2003年6月の銀行退職までの11年強のうち6年半は中国関連のコンサルティング業務に従事。2004年2月、上海華鐘コンサルタントサービス(有)入社。2020年10月より現職。





黄驊港初の国際コンテナ航路就航

黄驊港初の国際コンテナ航路がこの度開通した。この路線は、黄驊港-上海港-タイ・レムチャバン港を結ぶ。この路線の開通により、黄驊港の外国コンテナ取扱量は毎年1万TEU増加すると予測されている。



近年来、黄驊港はこれまでの単純な石炭輸出口から近代的な総合サービス港、国際貿易港、「一带一路」の重要なハブ港へとレベルアップするためにあらゆる努力を払っており、これまでに507億元を投資し液化天然ガス、コンテナ、LNG等の専門埠頭や、鉄道専用線等のプロジェクト建設を行って

きた。今後も引き続き港湾建設を推し進め、「雄安新区」の主要な港としての地位を構築し、港湾のスマート化も同時に推し進めてゆく。

今年1～9月の黄驊港の貨物取扱量は2.29億トン、コンテナ取扱量は71.23万TEUとなった。

第3四半期 滄州市の工業

1～9月の滄州市に2,392社ある一定規模以上の工業企業付加価値額は6.4%増で、1～8月から0.3ポイント増加、第1四半期から3.4ポイント、上半期から1ポイント増加した。

業種別に見ると、8割以上の業種がプラス成長であったが、4大産業である、石油・天然ガス採掘業が5%増、石油、石炭及びその他の燃料加工業が5.8%増、化学原料及び化学製品製造業が13.3%増、ゴム及びプラスチック製品製造業が13.3%増となった。

企業別では民間企業が8.2%増加、外資系及び香港、マカオ、台湾の企業が5.3%増加、国有及び国営企業は2.2%増となった。



明電舎(杭州)の第2工場が竣工

10月24日、明電舎(杭州)駆動技術有限公司の第2工場竣工式が行われた。明電舎は、研究開発・製造・品質の三要素を持つ製造工場として、中国における研究開発体制を常に調整・改善し、知名度を高め、事業展開を進めている。

明電舎の計画では、第1期は主に新エネルギー車の発電機を生産し、第2期と第3期は新エネルギー車のモーター、インバーターを生産、第4期は新エネルギー車のモーター、インバーター、ギアの生産を計画している。第3期は来年半ばに着工予定で、第4期は2024年着工予定。

明電舎は今後も蕭山開発区で電気自動車事業を展開し、開発区とともに共同発展と雇用に貢献する計画。



杭州 中国で最も有望な新興都市NO.1

英国の調査機関エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)は、「2022年中国新興都市ランキング」レポートを発表。その中で、杭州がトップ、深圳が2位、上海が3位との結果だった。

EIUは、2025年までに人口が100万人を超えると推定される108の中国の都市を選択し、地域総生産(GDP)、市区町村人口、都市消費、財政持続可能性、固定資産投資など61の指標を検討しランキングを公表した。

報告書では、今後5年間で、中国で最も成長



の可能性を秘めた都市が東部沿岸に集中するとし、その中で、杭州市が1位を維持し、2年連続でトップにランキングされた。

EIUは、杭州が他の都市よりも人口流入面で魅力があるとし、2035年までに、杭州市の人口が約1,500万人に達すると予測している。



大族レーザー常州会社が式典を開催

前号で紹介した、中国のレーザー機器の最大手メーカーである「大族激光智能裝備集団(大族レーザー)」(本社:深圳)は、11月9日に大族レーザー常州公司リチウム電池モジュールラインオフ発表会及び機械加工センターの起工式を常州国家高新区で行った。

大族レーザーは世界ランキング第3位で、全世界の拠点に従業員が1万人超を有し、市場価値は270億元を超えている。

製品はレーザー切断、レーザーマーク、レーザー溶接設備、PCB専用設備、ロボット、自動化設備などが含まれる。現在、製品は全世界100カ国以上に販売され、自動車製造、軌道交通、電力電気、特殊



車、建設機械、エネルギー石化などの産業に広く使われている。

「食は常州にあり」外国人が常州料理を学ぶイベントを開催

11月6日、新北区(高新区)商務局は、常州市飲食協会及び常州旅遊商貿学校(観光ビジネス専門学校)とともに、「常州の食、新北の味、世界の香り」と名付けた交流活動を共同で開催し、外国の友人が常州料理の作り方を学んだ。

今回のイベントには、常州国家高新区に進出している各国の外資系企業から30名あまりが参加。

水晶エビ、酢豚、常州胡麻豆腐スープなどの代表的な常州料理を調理することで、中国の食文化への理解を深め、常州料理の魅力を体験した。



重点PJ調印・起工式が開催

11月8日、揚州經濟技術開發区で重点プロジェクトの調印式と起工式が開催され、会場では総投資額約400億元の31プロジェクトが調印さ



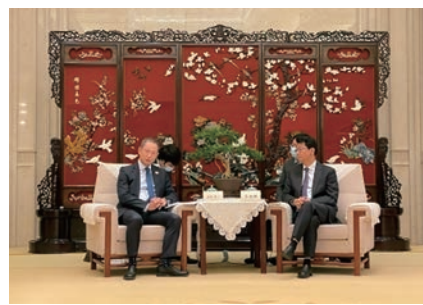
れ、総投資額約154億元の13の製造プロジェクトの建設が始まった。プロジェクトは自動車部品、太陽電池、インテリジェント機器、ハイエンド軽工業などの先進的な製造プロジェクト等多岐にわたっている。

赤松在上海日本国総領事館総領事・大使が揚州を訪問

10月21日から22日、在上海日本国総領事館の赤松秀一総領事・大使は、日中国交正常化50周年及び「江蘇日本友好交流年」の一環として、日系企業の代表20名と共に揚州市を訪問し、王進健揚州市

長と会見した。

赤松大使は揚州滞在中、日中(揚州)經濟貿易文化交流会や揚州市と佐賀県唐津



市との友好都市締結40周年の式典に参加。揚州經濟技術開發区も訪問され、進出企業の視察も行った。

揚州莎羅佳医療用品PJが竣工

本誌1月号で紹介した、「サラヤ(株)(本社:大阪)」と江蘇省企業「優佳医療集团公司」との合弁企業「揚州莎羅佳医療用品有限公司」の建設が終了し、竣工・生産開始式が開催され、王市長、赤松大使らが出席した。

同社の総投資額は10億元で、ハイレベルのニトリルゴム手袋を生産し、年間10億元の販売収入を見込んでいる。



ブルンドフォスPJ起工式が開催

10月13日、デンマークの「グルンドフォスポンプ社(GRUNDFOS)」の常熟ハイエンド製造プロジェクトの起工式が常熟高新区で行われた。

同プロジェクトの総投資額は1億ドルで、敷地面積は4.7万㎡で、3.5万㎡のスマート化した低炭素工場が建設される。この常熟の工場は、グルンドフォスポンプ社の海外工場で最大規模となる。

常熟高新区の3社がスマートファクトリーに選出

蘇州工業情報化局は、2022年度の蘇州のスマートファクトリーの公開リストを発表し、常熟市の6社がリストに掲載され、その内「愷博座椅機械部件智能工場」(シート部品)、「敬鵬電子印刷電路板智能工場」(PCBプリント印刷版)、「卡赫清潔設備智能工場」(ドイツ・ケルヒャー、高压洗浄機)の常熟高新区の3社がリストに入った。

常熟高新区は、デジタル時代の新たな発展の機会

を積極的に捉え、スマート化のレベルを高め、区内企業のレベルアップのペースを加速させている。



半導体プロジェクトが常熟高新区に進出決定

10月28日、2022半導体マイクロアセンブリ技術及び設備産業発展大会が開催され、国内の著名企業10社の半導体新プロジェクトの調印が行われ、常熟高新区に進出することが決まった。これらプロジェクトの総投資額は30億元に達する。

常熟高新区は常にハイテク産業と戦略的新興産業の発展に力を注いでおり、自動車とコアコンポーネント、先端機器製造、新世代情報技術、現代サービス産業、半導体コア機器と材料、水素エネルギー車、生命健康、新素材などの支柱産業を形成している。



1-10月の投資導入状況

1-10月における佛山市が導入した投資額が1億元を超えるプロジェクトは382件で、年間目標導入件数を109.14%達成し、総投資額は2,911.19億元で、年間目標の88.22%を達成した。

11社の佛山企業が政府チャーター機で海外へ

10月30日、広東省の47社(79名)が広州白雲空港からクアラルンプールに向け出発した。このうち、佛山市からは、11社(18名)が参加した。



この代表団は、クアラルンプールで11月2日から4日に開催される「第4回広東(マレーシア)商品展覧会」に参

加し、会場では100カ国以上の企業と商談を行った。

これは、新型コロナウイルス感染拡大始まって以来、初めて、広東省企業代表団という形で、政府のチャーター機を利用して海外へ渡航したケースとなった。ちなみに、2022年第3四半期における佛山市の貿易総額は前年同期比6.5%増の5,066.36億元だった。

佛山市の上場企業が74社に

10月26日、箭牌家居集团股份有限公司が深圳証券取引所に上場し、今年4番目に上場した佛山企業となった。

10月現在、佛山市には74社の上場企業があり、そのうち国内企業が51社、海外企業が23社となり、上場企業の時価総額は1.2兆円を超える。

データによると、佛山市に48社ある「A株上場企業」の第3四半期の総営業収入4,678.74億元で、非鉄金属、食品および飲料、商業・小売、軽工業製造、機械設備、基礎化学工業、家電製品等多くの業種に及んでいる。



第3四半期の経済データ

11月2日、江門市統計局は、第3四半期の経済データを公表した。下記抜粋掲載する。

<GDP>

1～9月のGDPは、前年同期比(以下同)3.3%増の2,669.12億元で全国平均を上回った。

産業別にみると、第一次産業が8.0%増の217.89億元、第二次産業が4.2%増の1,249.46億元、第三次産業が1.6%増の1,201.77億元となった。

<農業>

1～9月農業総生産額は9.2%増の385.09億元。うち、豚肉生産量は8.0%増の13.51万トン、水産品が10.2%増の61.15万トン、茶葉は150.5%増の0.31万トン。

<工業>

1～9月の一定規模以上の工業企業付加価値額は3.8%増の1,018.34億元。

<建築業>

建築業の総生産額は、18.1%増の247.70億元。

<固定資産投資>

固定資産投資(農業を除く)は、0.8%増。うち、工業投資は17.6%増、ハイテク産業投資は53.8%増、インフラ施設への投資は15.0%増。

<消費>

社会消費財小売総額は3.2%増の985.74億元。うち、新エネルギー車販売額は317.9%増、石油及び製品類の販売額は41.4%増。

<対外貿易>

貿易総額は4.0%増の1,344.6億元。構成は輸出が82%、輸入が18%を占めた。一帯一路沿線国家との貿易は8.4%増、RCEP加盟国とは5.1%増。

<住民収入>

全市住民の1人当たり可処分所得は2万9,081円で、5.1%増となった。都市部住民の1人当たり可処分所得は3万3,880元、4.7%増、農民部住民の1人当たり可処分所得は1万8,958元で6.5%増。

「省級対外貿易転換・アップグレード基地」が新たに2か所増加

広東省商務省は「2022年広東省対外貿易転換・

アップグレード基地」のリストを発表した。「江門市蓬江区スマート家電基地」と「江門市台山現代農業基地」が対外貿易転換・アップグレード基地に認定された。これで、江門省の対外貿易転換・アップグレード基地は4カ所となった。

<江門市蓬江区スマート家電基地>

江門は広東省のスマート家電産業の「中核都市」であり、広東・香港・マカオグレーターベイエリアと協力して、スマート家電産業クラスターを構築する上で重要な都市となっている。



2021年、江門市の家電輸出額は205.7億元で、全市の対外貿易総額の14%を占める。

<江門市台山現代農業基地>

江門台山市は近代農業産業の堅固な基盤、完全な産業施設、産業集積等の利点を備えており、近代農業産業クラスターが産業と貿易を有機的に結合し、評判の高い優れた輸出製品を育成するための重要なプラットフォームである。2021年、台山市の農産物の実際の輸出入は15.7億元を超える。



現在、江門市には4つの国家と4つの省の「対外貿易転換・アップグレード基地」がある。

「江門市半導体・集積回路産業ハイレベル発展行動計画(2023-2025)」が発行

同行動計画では具体的な半導体・集積回路産業の質の高い発展を促進する為の具体的内容が盛り込まれているほか、「第14次5カ年計画」の終わりまでに、江門市の半導体および集積回路産業の総営業収入が100億元を超え、年間の営業収入が10億元を超える企業を5社、1億元以上の企業を15社以上、一定規模以上の企業を30社以上誘致するか育成する事を目標に掲げている。

中国経済データ

＜ご注意＞

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年	179,852	19.2	203,416	16.4	▲23,564	赤字縮小
2022年10月	17,202	7.7	23,915	39.3	▲6,713	赤字拡大
2022年1-10月	157,719	7.4	204,766	24.4	▲47,047	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

10月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	90,015	100.0
	アメリカ	17,777	19.7
	E U	8,600	9.6
	アジア	49,503	55.0
	うち中国	17,202	19.1
輸入	総額	111,638	100.0
	アメリカ	10,573	9.5
	E U	10,741	9.6
	アジア	51,033	45.7
	うち中国	23,915	21.4

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

10月の主な増減品目

単位：％、ポイント

		概況品名		伸率	寄与度
輸出	増加	1	自動車	71.8	2.1
		2	音響・映像機器	273.8	1.0
		3	鉱物性燃料	135.3	0.8
輸入	増加	1	通信機	33.2	4.7
		2	衣類・同付属品	30.1	3.0
		3	電算機類(含周辺機器)	35.4	2.8

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年	33,864	14.7	18.8	23,223	21.9	11.4	10,641	黒字拡大
2022年10月	3,039	2.7	17.7	2,784	46.0	11.6	255	黒字縮小
2022年1-10月	28,264	2.2	17.9	23,778	26.3	11.6	4,486	黒字縮小

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

10月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	19,739	100.0
	アメリカ	4,981	25.2
	E U	2,396	12.1
	アジア	8,027	40.7
	うち中国	3,039	15.4
輸入	総額	12,669	100.0
	アメリカ	898	7.1
	E U	1,035	8.2
	アジア	6,469	51.1
	うち中国	2,784	22.0

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

10月の主な増減品目

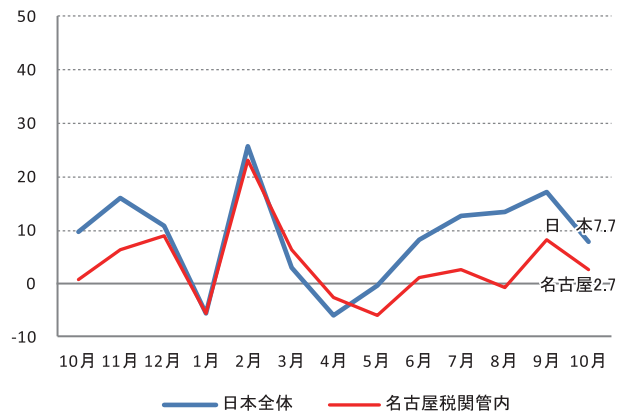
単位：％、ポイント

		概況品名		伸率	寄与度
輸出	増加	1	自動車	97.4	3.1
		2	映像機器	85倍	1.6
	減少	1	半導体等製造装置	▲41.0	▲1.2
		2	科学光学機器	▲38.9	▲1.2
輸入	増加	1	衣類及び同附属品	48.9	5.6
		2	がん具及び遊戯用具	189.4	3.3
		3	織物用糸及び繊維製品	46.9	2.2

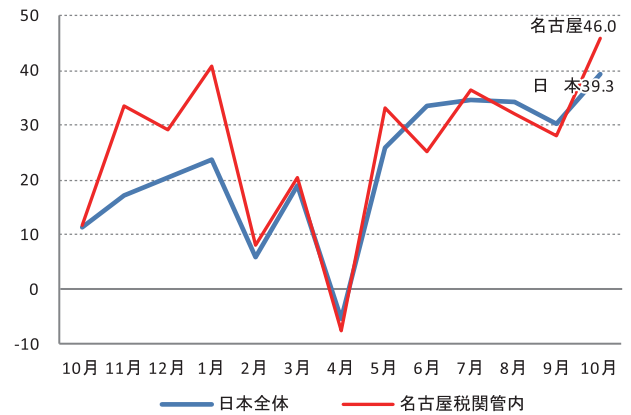
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

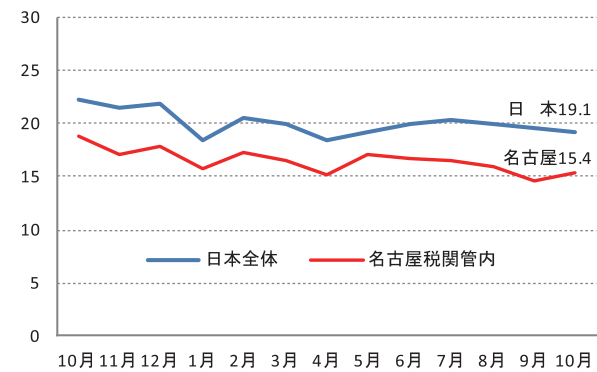
中国への輸出額の月別伸率(%)



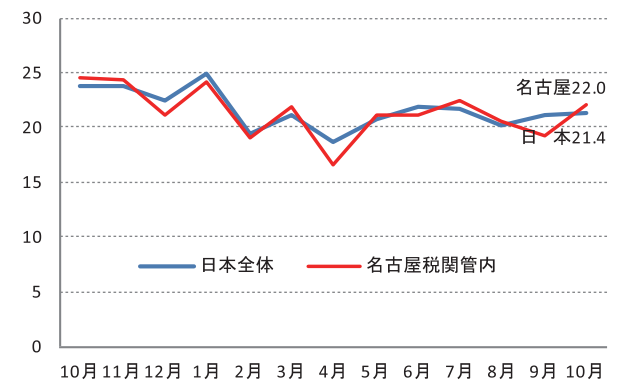
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸 出		輸 入	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年	33,640	29.9	26,875	30.1
2022年10月	2,983	▲0.3	2,132	▲0.7
2022年1-10月	29,922	11.1	22,645	3.5

出所：中国税関総署

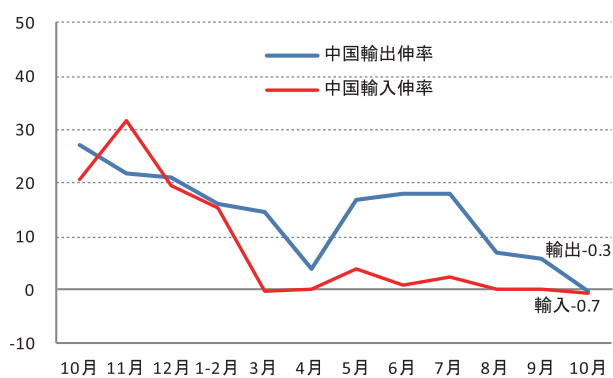
中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

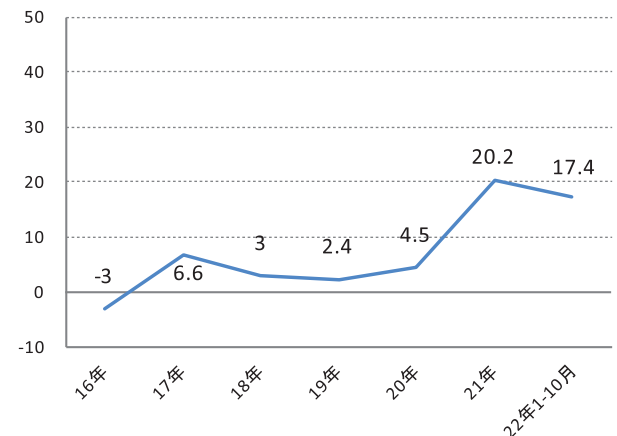
年 月	件 数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年	N/A	N/A	1,734.8	20.2
2022年1-10月	N/A	N/A	1,683.4	17.4

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。
(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	10月	1-10月
消費者物価指数	2.1	2.0
うち都市	2.0	2.0
農村	2.5	2.0
うち食品	7.0	2.5
食品以外	1.1	1.9
うち消費財	3.3	2.8
サービス	0.4	0.9

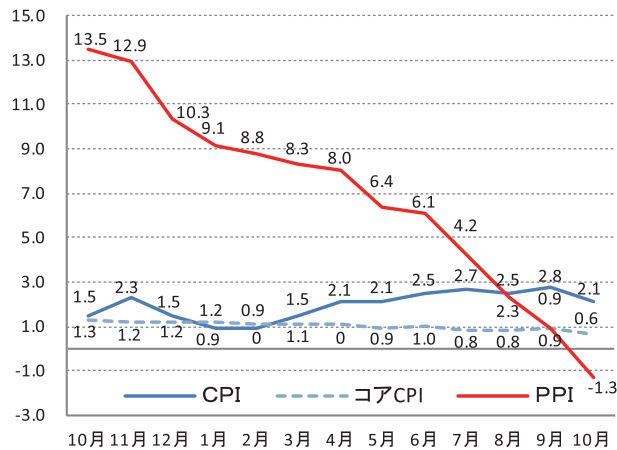
出所：中国国家统计局

工業生産者物価指数PPI (%)

	10月	1-10月
工業生産者物価指数(PPI)	▲1.3	5.2
うち生産資材	▲2.5	6.4
うち採掘	▲6.7	20.8
原材料	1.2	12.4
加工	▲3.5	2.4
生活資材	2.2	1.4
うち食品	4.6	2.5
衣類	2.5	1.7
一般日用品	1.6	1.6
耐久消費財	0.2	0.0
工業生産者仕入物価指数	0.3	7.5
うち燃料、動力類	7.3	24.4

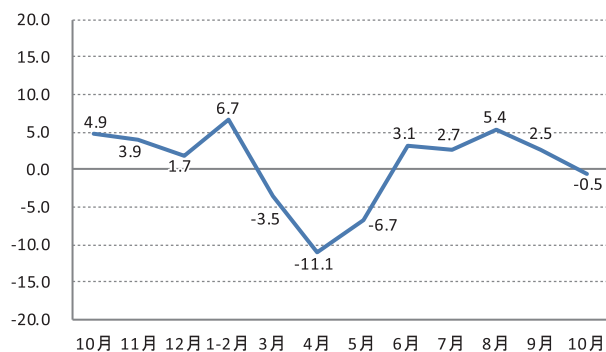
※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所:中国国家统计局

CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

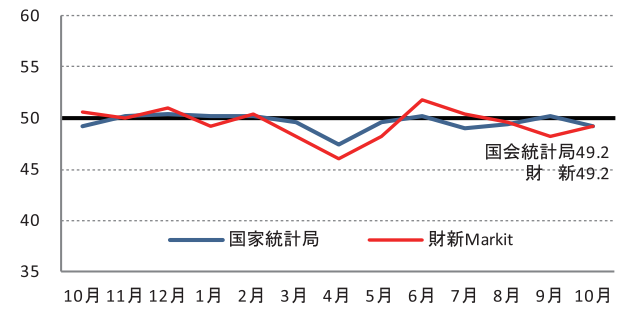
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家统计局

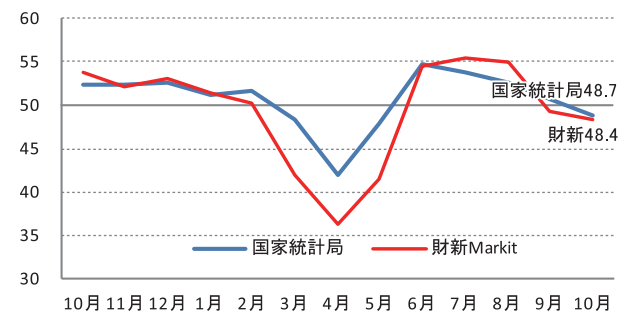
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業) PMI

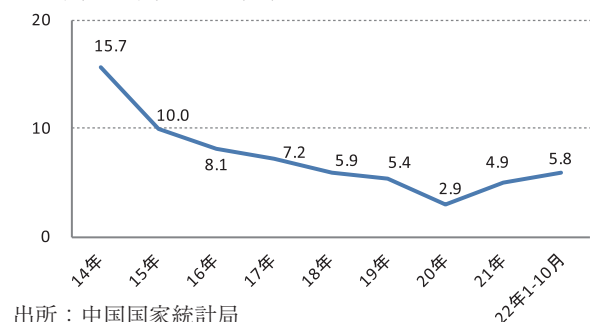


中国の固定資産投資

22年1-10月の固定資産投資

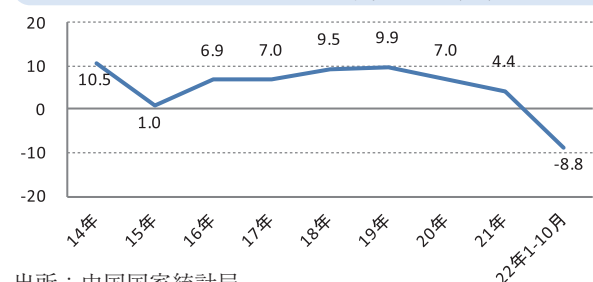
	投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資	471,459	5.8
産業別	第一次	11,805
	第二次	149,287
	第三次	310,367
地域別	東部	N/A
	中部	N/A
	西部	N/A
	東北	N/A

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

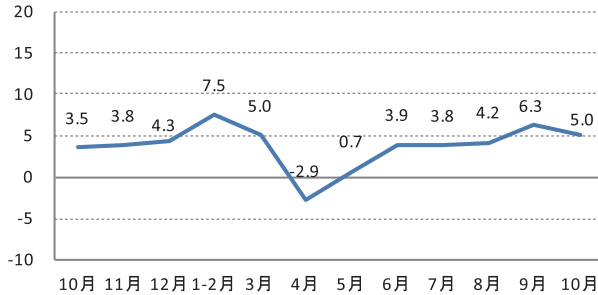
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	10月	1-10月
一定規模以上の工業生産	5.0	4.0
内訳 鉱業	4.0	7.9
製造業	5.2	3.4
電気・ガス・熱・水生産供給業	4.0	5.5
内訳 国有企業	4.4	3.7
株式制企業	5.9	5.0
外資系企業	2.0	0.1
私営企業	3.1	3.4

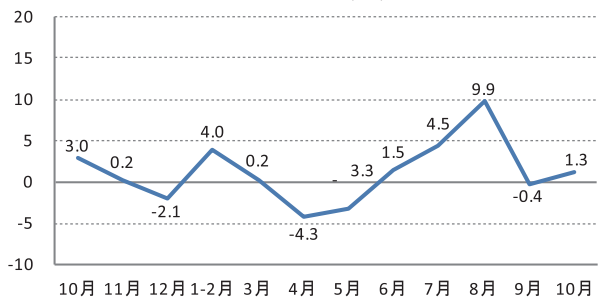
出所：中国国家统计局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



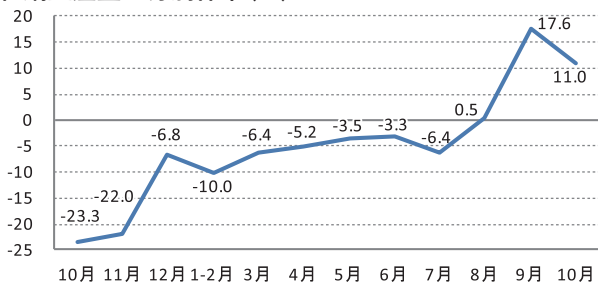
出所：中国国家统计局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



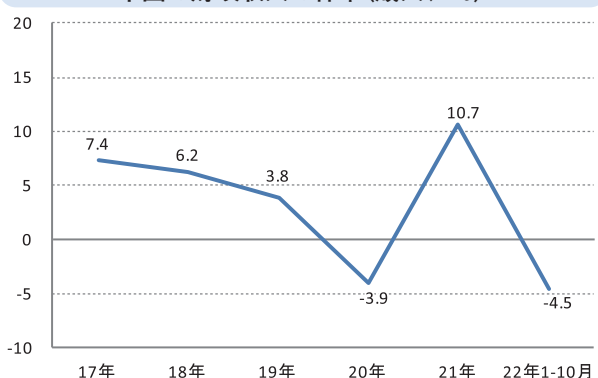
出所：中国国家统计局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

中国の自動車販売台数

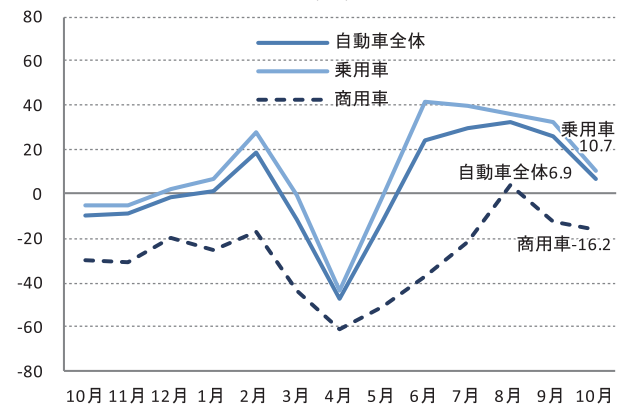
台数：万台

年月	自動車	
	乗用車	商用車
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
2020年	2,531	513
2021年	2,627	479
2022年10月	250	27
2022年1-10月	2,198	276

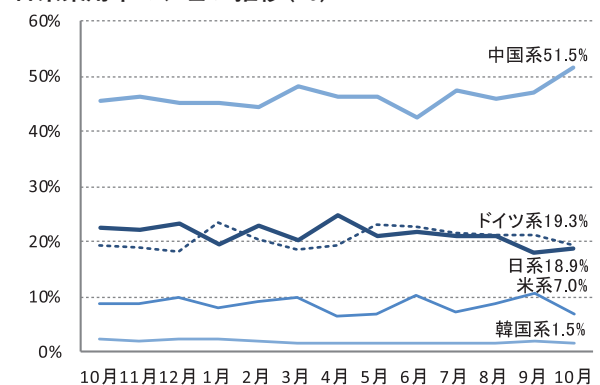
出所：中国汽车工业协会

※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)



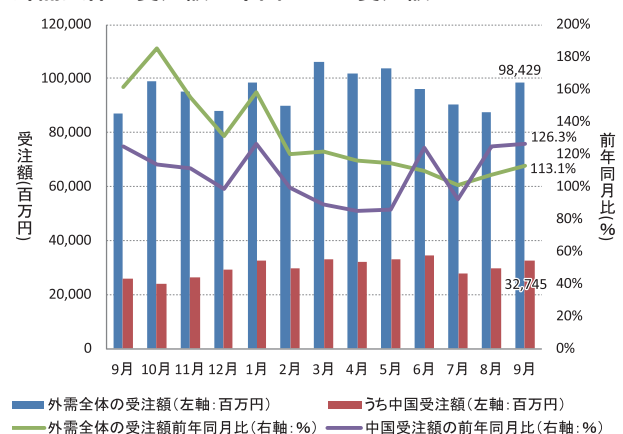
日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報協会の

日本の工作機械外需統計

外需全体の受注額と中国からの受注額



出所：日本工作機械工業会

〈中国短信〉

◆外資に海外旅行事業を開放

中国国務院は9月21日付の通達で、外資系旅行社が上海と重慶で台湾を除く海外への旅行事業を行うことを2024年4月8日までの期限付きで試験的に開放することを決めた。これまで外資による中国本土居住者向けの海外旅行事業は「旅行社条例」で禁止されていた。

◆隔離緩和後の香港

香港が9月26日に水際対策を緩和し、1カ月が経つ。隔離は「3+4(強制隔離3日間+健康観察4日間)」から「0+3(強制隔離なし+健康観察3日間)」に短縮した。中国本土の隔離緩和の“試金石”と言える香港は緩和でどう変わったか。

10月の香港の一日当たりの入境者数は9月に比べ1.5倍に増え、そのうち中国本土と香港住民を除いた外国人の入境者数はほぼ倍増した。

一方、新型コロナウイルスの感染は再拡大した。一日あたりの新規感染者数が10月16日に5,361人と、5日連続で5,000人を超えた。また輸入症例の数は緩和前よりも5割増え、16日には輸入症例が407名と、初めて400人を超え、感染者全体での割合が高まっている。「XBB」をはじめ、新たな変異ウイルス株(亜種)も見つかっている。

香港当局の対応

アジア周辺国で隔離ゼロが進む中、香港でも隔離ゼロを要望する声が上がっているが、李家超行政長官が18日の会見で「更なる緩和については慎重に検討する」とし、感染再拡大を前に隔離ゼロは当面先となりそうだ。

また李長官は、香港から中国本土への移動について、本土の隔離要求「7+3(強制隔離7日間+健康観察3日間)」を事前に香港で「逆隔離」を行うことで、本土では隔離が免除されるよう本土当局と交渉していると説明している。

◆企業の外債枠を再拡大

中国人民銀行(中央銀行)と国家外貨管理局は10月25日、企業の外債枠を拡大した。

拡大されたのは、純資産に応じて外債枠(外貨で

の借入枠)を決める「マクロプルーデンス方式」と呼ばれるもの。マクロプルーデンス調節パラメーターという係数が1から1.25に引き上げられたことで、純資産に対する外債枠は従来の2倍から2.5倍となった。

人民銀行は外債枠拡大の理由を「海外からの融資を拡大し、資産・負債構造を最適化するため」としている。

一方、海外から資金を呼び込むことで、米ドルに対し元安が続く流れを変えたいとの当局の意向もあるようだ。

自由貿易試験区での試験導入を経て、16年にマクロプルーデンス方式による外債管理が全国で始まって以降、規制の緩和と強化が繰り返されている。

マクロプルーデンス方式による外債規制の推移

時 期	外債枠の変遷
16年4月	制度開始 純資産の1倍
17年2月	規制緩和 純資産の2倍に
20年3月	規制緩和 純資産の2.5倍に
21年1月	規制強化 純資産の2倍に

◆外資製造業を支援へ

国家発展改革委員会など6部門は10月13日の通知で、外資製造業を支援する方針を発表した。方針には地方政府の協力が不可欠なものが多く、またゼロコロナ政策を並行することが難しいものも多く含まれる。

<主な方針>

1. 投資環境の改善

- ・21年版の外資参入ネガティブリストを着実に実施
- ・リソースの確保、資格許可、経営、知財権保護、規格化、入札等で内国民待遇を保障

2. 投資に関するサービス強化、外資への支援

- ・新型コロナ感染予防を確実に行った上で、外資の経営層や技術者、その家族の入出国の利便性を向上させる
- ・各地方による人員往来のための「ファストトラック」の活用
- ・再投資に対する納税の繰り延べ

3. 外資の質の向上

- ・先端製造業やハイテク分野で、ハイレベル設備、基礎部品、コア部品への外資による投資を重点

的に支援

- ・ 研究開発設計、物流への外資による投資を重点的に支援
- ・ 新エネルギー・グリーン・低炭素に関する技術イノベーションへの外資による投資を重点的に支援
- ・ 中西部(内陸部)や東北部への国内移転を支援

◆中国、出入国者が反動減

中国国家移民管理局は10月28日、第3四半期(7～9月)出入国データを公表した。

中国人・外国人を問わない出入国者数は、前四半期(以下同)より31.3%減の2,218万5,000人だった。

出国・入国それぞれの数は公表されていないが、外国人が中国に滞在するための滞在許可・居住許可の件数は17.9%増の16万5,000件だったことから、駐在者やその家族の入国は増加したものと推測される。

また、公務員などを除いた中国一般市民向けの「普通パスポート」の発行数が49.5%増の32万冊、中国本土と香港・マカオ・台湾との往来に必要な許可証(実質的なパスポート)の発行数が10.3%増の117万2千冊と、いずれも増加していることから、入出国の規制は緩和方向にあるようだ。

◆広州など感染再拡大

日系企業が多い、広東省の省都・広州市で新型コロナウイルスの感染が再拡大している。

広東省が11月7日24時時点でまとめた、省内における7日一日あたりの感染者数は、有症状感染者198名うち広州市が114名と過半数を占めた。また無症状感染者2,330名のうち広州市が2,263名と大半を占めている。

◆広州モーターショーなどが延期

第20回広州国際自動車展覧会(広州モーターショー)の主催者は、広州市内での新型コロナウイルス感染拡大を続けていることから、11月18～27日に開催予定だった同展覧会の開催を延期すると発表した(延期後の日程は未定)。広州モーターショーは中国華南地域で最大規模を誇る自動車展示会で、世界各国・地域から800社以上の企業が出展を予定していた。

◆山東省 RCEP協定適用輸出貨物がほぼ日本向け

青島税関の発表によると、山東省の1～9月の「地域的な包括的連携(RCEP)協定」利用のための原産地証明書の発給件数が合計10万8,000件に達し、全国首位となった。同協定該当輸出貨物の総額は306億元に達し、関連企業は協定加盟国との間で約3億元の関税減免を享受している。

地域別・品目別では、日本向けの割合が9割以上を占め、また主に織物・衣料品、農林水産品、化学工業品、プラスチック製品を扱う企業が特に関税減免を享受している。

◆コロナ規制を見直し 入国隔離8日に

中国政府は11月11日付の通知(通達)で、新型コロナウイルスの感染対策に関する規制を大幅に見直した。

<入国規制(水際対策)>

- ・ 入国後の隔離期間を「7+3」(7日間の集中隔离+3日間の自宅待機=実質10日間)から「5+3」(5日間の集中隔离+3日間の自宅待機=実質8日間)に短縮。
- ・ 最初の入国地で上記隔離を終えた場合、最終目的地での再隔離は求めない。
- ・ 集中隔离期間中のPCR検査の頻度を5回から2回に減らす。
- ・ 中国便搭乗48時間以内のPCR検査の数(陰性証明)を2回から1回に減らす。
- ・ 重要なビジネス関係者(定義は明文化されず)の入国に外部から遮断した「バブル方式」を適用し、隔離を免除。
- ・ 国際線に陽性者を一定数搭乗させた航空会社に対する運航停止措置を撤廃。

<国内移動規制>

- ・ 濃厚接触者に対する隔離期間を入国後と同様に短縮。
- ・ 二次接触者(濃厚接触者に接触した人)を濃厚接触者から除外。
- ・ 過去7日以内にハイリスク地区に滞在歴がある人に対する隔離を7日間の集中隔离から7日間の自宅待機に変更。
- ・ 地方政府により精度の高い移動規制を要求。地方政府に短絡的な街全体のロックダウンの自制を求める。むやみなロックダウンで悪影響が出た場合、その責任を追及。